

平成26年度第2回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成26年7月30日（水）午後2時～午後4時

2 場 所 こどもみらい館 4階 研修室

3 出席委員 （五十音順，敬称略）

大山，岡田，小倉，小塩，國重，小町，佐伯，坂本，高林，富樫，中村，長屋，
藤田，宮本，村上，森，矢野，山内，山本

4 次 第

- (1) 平成26年度「行動指針」の実践取組等について
- (2) 平成26年度「実践推進者表彰」について
- (3) 「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」について
- (4) その他

5 会議録

会長（冒頭挨拶）

京都はぐくみ憲章策定のきっかけは，長崎県佐世保市で起こった小学生による同級生殺傷事件であった。あれから10年，同じ佐世保市で高校生による同級生殺傷事件が起こった。10年が経過し，子どもを取り巻く社会環境も変化し，本市においても様々なことが起こっている。この推進協議会の役割は，京都はぐくみ憲章の普及を進めていくとともに，子どもに関わる様々な課題に行政と共に取り組んでいくことである。委員の皆様におかれても，引き続きよろしく願います。

(1) 平成26年度「行動指針」の実践取組等について

会長

事前に委員の皆様今年度の取組予定等について提出していただいたものを事務局で資料1に取りまとめている。資料に記載のあるもの，また補足等も含めて，各委員から御紹介いただきたい。

委員

地域の少年補導委員の企画委員として，毎年キャンプを行っている。今年からキャンプファイヤーに子どもだけでなく，保護者にも参加していただきたいと企画していたが，残念ながら，今年は保護者の参加はなかった。保護者に参加していただく目的は，自分の子どもがどんな友達と関わっているのかを知っていただくこと，また保護者同士で仲間づくりの輪が広がることである。次回以降も積極的に声掛けしていきたい。

委員

民生児童委員は全市で約2,000人のメンバーがおり，各地域で，社会福祉協議会とタイアップしながら，様々な形で子育てサロンを実施している。統計的な数値はないが，実施箇所数は相当数になるだろうと思う。数組から数十組の親子が参加しているところ，月に何度も開

催しているところなど、様々である。

委員

社会福祉協議会では、各学区で子どもたちと交流する活動を進めている。学校のあるところには地域があり、地域のあるところには子どもたちがいる。

近いところ言えば、各学区で社会福祉協議会と自治連合会が共同で、夏祭りを行っている。また、学校のカリキュラムに地域が入っていくという取組をしている。例えば、七夕祭りとして、地域住民やお年寄りが学校を訪問し、子どもたちとともに笹飾りをしている。子どもたちにとって、地域にこうしたお年寄りや障害のある方がいるのだと知るきっかけとしても大切だ。

北区では、各学区の夏祭りに全て回り、その様子を印刷物にして配布している。学校と地域と保護者が連携していくことが大切だ。保護者は昼間働いておられるので、コミュニケーションを取るのが難しく、それをどうしていくのかがこれからのテーマだと感じている。

委員

京都青年会議所では、1月をスタート月として、1年毎にテーマを決めて活動している。今年は「道徳心を育む徳育」をテーマとして、様々なプログラムを行っている。例えば、和食文化を通じて、親子のコミュニケーションの大切さを知ってもらうプログラムを8月10日に開催予定である。また、当会のメンバーが各小学校・学童クラブを訪問し、「当たり前のことに感謝しよう」というプログラムも実施しており、本日も山科で開催している。

委員

京都府医師会は、医療の現場で、虐待、いじめ、薬害など子どもたちに関わる様々な課題に専門職として関わっている。

また、小児科の分野では最近、「アドボケーション」（代弁する）ということが言われており、子どもに成り代わって子どもを代弁していこうという姿勢のことである。

政府は様々な物事を法制化し、現場に下ろしてくるが、現場になじまない場合もある。現場になじまない場合は、医師会として日本小児科学会とともに、意見を言う、アドボケーションしていく、また、現場では、市民、府民、子どもたちのために頑張っていくというのがこれからの方針である。

委員

市立中学校長会の取組としては、資料1の2ページ目及び3ページに記載のとおり。

思春期の中学生が自己有用感を高められるよう取り組んでいる。スマートフォンなど新しい機器も使い方が大切で、正しい使い方をするには人間性、ソフトの面を育てていかなければならない。

今日も、テーマを設けてリーダー研修を行っている。班ごとにスマートフォンの良いところ、どのように使えば良いかを考える。話を聞いていると、大人が知らないことがたくさん

ある。先生に上から言われるより、子ども同士で横から「(使い方は) ここまでにしよう」と話し合う方が効果的である。

先生が言うようなことを子どもに考えさせて発言させると、「同じ中学生があんなに立派なことを言っている、私も…」と刺激になって良いスパイラルが生まれる。また、地域の独居老人を訪問するという活動も行っているが、訪問先の方が喜んでくださると、中学生ももっと頑張ろうという思いが湧く。地域の方も、新聞報道等だけを見ると最近の中学生に注意したりするのは少し怖いかなと思われるかもしれないが、こうした取組を通じて、子どものためにと協力してくださり、思春期の子どもたちを地域で可愛がって、見守っていただいている。このように、何かが起こってからではなく、未然に防ぐ取組を行っている。

いじめ防止方針も全校でホームページに掲げて、取り組んでいる。

委員

P T A連絡協議会では、虐待、いじめについて、メディアから聞こえる問題としてではなく、いつ自分たちの学校で起こってもおかしくない問題として考えていこうと、呼びかけを行っている。

京都はぐくみ憲章については、各種会議が始まる前に唱和したり、P T Aの各活動がこの憲章の6つの行動理念の同項目に当てはまるのかを考え、各活動は憲章の上に成り立っているのだと意識するよう呼びかけている。また、毎年度のP T A活動を考える際、6つの行動理念のどの部分が足りないかを考えることで道しるべにしている。

先日、P T Aも祇園祭ごみゼロ大作戦に参加した。町がきれいになるだけでなく、これまでであれば、ごみを捨てていた人とそれをマナーの悪い人だと睨んでいた人同士が、「ごみをもらいましょうか」「ありがとうございます」と言葉を交わしあうことで、がらっと関係が変わった。関わり方を工夫すれば、人と人の関係はぐっと良い方向に向かう。この経験を地域づくり、学校づくりに活かしていきたい。

委員

ボーイスカウトは、京都はぐくみ憲章が制定されるずっと以前、100 年前から活動を行っている。自分の子だけでなく、よその子も可愛いがる、それが自分自身の成長にもつながる。こうしたボランティア精神が、他の方々にも広がっていけば良いと思う。

委員

小学校でも、各校でいじめ防止基本方針をホームページに掲載し、子どもたちの心を育てる、子どもたちの心を鍛えることを重点に取り組んでいる。子どもの心を育てる基盤になるのは、家庭でのやすらぎである。家庭での安らぎには家庭での親子の関わりが重要で、親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」を開催し、保護者同士が、思ったことを気軽に話し合うことで交流し、つながり、悩みを分かち合う場を提供することで、徐々に親同士のつながりが深まるとともに、子どものやすらぎにもつながっているように思う。今後も、こうした取組を継続していきたい。

委員

京都市地域女性連合会では、環境、男女共同参画、子育て支援を3本柱に取り組んでいる。各行政区で取組は異なるが、登下校の見守り等の活動を行っているところもある。また、「市民スクール21」という学習会では、毎年、子どもたちと関わる活動も組み入れている。例えば、山科区では、地域女性会のメンバーが、小学校2年生に「山科音頭」を指導し、運動会で披露してもらうという取組を継続して行っている。

また、子どもたちに「おばちゃんが教えるものづくり」ということで、編み物を教えたり、おぜんざいを食べさせたりということもしており、これからも引き続きこうした活動に関わっていきたい。

委員

京都弁護士会では、子どもの権利委員会で子ども権利110番を毎週金曜日に実施している。子どもだけでなく、保護者からの相談もある。いじめ、虐待に関わる相談が多い印象である。

また、京都弁護士会の有志が子どもシェルターを立ち上げた。児童福祉に関わる団体等の御協力のもと運営しており、年間20名程度、虐待等で行き場のない子を一時的に保護している。

委員

児童館学童連盟では、各児童館において学童クラブ事業を実施しており、8,000名を超える登録児童を預かっている。これまで、ソーシャルメディアの課題は中高生の中心であったが、昨今の子どもたちを見ると、小学校低学年でも携帯電話を持っている、また、保護者が子どもの安全確保の観点から携帯電話を持たせていることが多い。そんな中、児童館の職員はまだ知識不足。このため、平成26年度は、職員を対象に研修会を開催し、子どもたちをどのように指導していけば良いか検討していく。

また、市内の保健センターと連携し、全行政区において児童館の活動を紹介する取組を行っている。子育て支援、児童虐待防止の観点からも、気軽に児童館来ていただけるよう、声掛けを行っている。

委員

京都障害児者親の会では、障害児のサポートを行っている。本来業務のため、今回の照会への回答は遠慮させていただいた。

委員

京都「おやじの会」連絡会では、ソーシャルメディアの利用に潜む危険性について、子どもにそうした機器を買い与えている保護者がまず勉強しようということで、今期は研修会を開催する。ソーシャルメディアには、リベンジポルノ、いじめ、危険ドラッグの購入誘致な

どの危険性が潜む。特にリベンジポルノは、中学生にも多いと聞くし、写真がネットで広がることで子どもの尊厳は大きく傷つく。まずは、保護者がしっかりその危険性を認識することが大切だと思う。

委員

京都子育てネットワークでは、子育てサロン等に参加した親子、親同士がどのようにつながっていくかが課題だと考えている。いろんな場に参加しているのに、他の親子とつながれない、孤独感を感じている母親が多い。子育てサロン等に参加した保護者を元気にし、子どもと楽しく過ごせるように、引き続き支援していきたい。

委員

京都市保育園連盟では、親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」について、各園での開催回数を一層増やし、多くの保護者に参加していただけるように取り組んでいきたい。

以前から、幼児期に生活リズムを身に付けることが大切であると各園から保護者に発信してきたが、今般、連盟として、保護者向けに「はじめよう！いきいきかしこい京都の子どものハッピーサイクル」というリーフレットを作成した。その前段として、保護者アンケートを実施し、約 5,000 名の子どもたちのデータを集めることができた。それによると、夜 10 時以降に寝る子が 4 割、7 割の子どもの睡眠時間が 10 時間未満、7 時半以降に起きる子が 3 割、昔と比べて 5 歳児の歩数が半分以下になっているという結果が出た。早寝・早起き・朝ごはんに加えて、運動も大切になっている。

こうした状況を踏まえ、生活リズムの大切さを目で見てわかる形でリーフレットを作成した。40,000 部作成し、各園に 23,000 部配布した。引き続き、子どもをお持ちの方が手に取っていただけるよう、発信していきたい。

委員

京都大学では科学研究費補助金を受け、「教育空間における新しい秩序形成」について研究している。これまでの子育て、子育ての秩序が少しずつ揺らいでいる。しかしながら、その秩序を昔の秩序に戻すことを目的にするのではなく、その中で、どのように新しい秩序が立ち上がってくるのかということを、学校、地域、家庭をフィールドとして、観察し、また、当事者の方の話を聞きながら、どのような関わりが私たちに求められているのかということの研究をしている。子どもたちも巻き込み、子どもたちを自ら育ち合う当事者として捉えての試みも研究をしている。

また、私はこの 5 月から京都府臨床心理士会の会長に就任した。京都府臨床心理士会では従来通り学校へのスクールカウンセラー派遣、京都府私立幼稚園連盟との関わりで幼稚園へのキンダーカウンセラー派遣、心のケア、緊急支援の必要が生じた場合のカウンセラー派遣等を行っている。また、今年は、いじめ対策防止法成立に伴い、各自治体がいじめに関わる委員会を設置する場合に、すぐに臨床心理士を派遣できる体制づくりについて、内部で検討を進めている。

副会長

私の大学の学生は、児童館や放課後まなび教室で活動している者が多くいるが、そうした学生に、平成26年度行動指針を見せたところ、「これでは結果、成果が見えてこない。こうしましょうということが書かれているだけで、こうすればどうなるということが見えない。」という意見があり、なるほどと思った。例えば、食育であれば朝ごはんを毎日食べればこうなるという成果がある。行動指針のリーフレットに全てを掲載することは難しいが、一考する価値はあると思う。

現在、京都市子ども・子育て会議において「京都市未来こどもプラン」の次期計画の中間取りまとめ案を作成する段階に入っている。この次期プランと京都はぐくみ憲章の理念や行動指針をリンクさせていく、双方向的に機能させていくというあり方をこの推進協議会としても提案いただければと願っている。

事務局

(資料1に沿って、欠席委員からの活動紹介及び意見を紹介)

会長

皆様からの御意見をお聞きしていると、ソーシャルメディアに関する取組が多かった。ソーシャルメディア対策は、京都市としても昨年度条例を改正した部分である。最近でも、京都市内の高校で、盗撮事件があった。ハード自体の使い方も課題であるが、ネット上にアップしたいという動機も報道されている。

また、脱法ドラッグについては、7月16日に、中京区内で小学生がけがをした交通事故で、運転手の行動が怪しく、脱法ドラッグの使用が疑われるとの報道もあった。脱法ドラッグについては、条例制定の際、国が法整備を行う等の動きもあったため、本市条例での規制は見送ったが、必要であれば、今後も対策を取っていかなければならない。京都市だけでの取組が難しければ、国への働きかけ等も含めて考えていかなければならない。

事務局

補足となるが、副会長からも御意見があったように、現在、京都市では、子ども・子育て会議の下に7つの部会を設け、「未来こどもプラン」の次期計画を策定に向け、御議論いただいている。次期計画においては、京都はぐくみ憲章をプランの中心に据えるという前提で議論している。部会で様々な御意見をいただいているが、行政が行う子育て支援施策の充実と、地域等で行われている自主的な子育て支援の取組の双方がそろって、子ども・子育てにやさしいまちづくりになるという意見が共通する。推進協議会においても、次期プランが一定取りまとめられた段階で紹介させていただきたいと考えており、この行政施策と子育て支援の風土づくりがどのように連携していけばよいかという点について、推進協議会の皆様からも、御意見いただければと考えている。

(2) 平成26年度「実践推進者表彰」について

事務局

(資料2に沿って説明)

委員

昨年度の募集件数は。目標としては、昨年度より応募件数を増やすというものか。

事務局

昨年度は35団体の御応募あり、9団体を表彰させていただいた。

会長

より多くの方に知っていただくことが、京都はぐくみ憲章の普及にもつながるため、1件でも多くの方に御応募いただければと思う。

委員

今年度から、表彰部門が3つ設けられ、各部門において3件程度表彰するとしている。昨年度実績で見ると、地域活動部門に当てはまるものとして7件を表彰しているが、今年度も同じような応募状況であれば、表彰団体が3件程度に限られるということか。

事務局

応募いただける団体には片寄りが生じるであろうことは想定している。地域活動部門は比較的応募が集まりやすい一方、事業者部門はなかなか応募がない可能性もあるため、企業等への働きかけ等が必要であると考えている。地域活動部門への応募が多かった場合には、一定の枠に限定するのではなく、推進協議会の中で、バランスを見ながら選考していただければと考えている。

会長

応募件数及び内容を見ながら、推進協議会における選考の際に、決めていきたい。

その他、御意見等がなければ、今回提案させていただいた案で、8月からの実施に向け準備を進めてまいりたい。若干の修正等を加える可能性があるが、会長、副会長に御一任いただきたい。

幅広い方々から御応募いただきたいので、各委員におかれても積極的にお声掛けをお願いする。

(3) 「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」について

事務局

(資料3に沿って説明)

委員

電子媒体を使うなどの工夫が必要ではないか。市民から「これが良い」という意思表示をしていただけるよう、選考方法も検討すれば、より憲章の普及につながるのではないか。

事務局

応募作品は京都市のホームページへの掲載，スマートフォンのアプリにも掲載していく予定である。

選考方法については，広報媒体として憲章の趣旨に合致するものかどうかの確認が必要であるため，行政と推進協議会で御意見もいただいたうえで選考させていただきたい。次回以降の実施方法は，今回の状況も踏まえて検討していきたい。

委員

応募特典を抽選は合理的で良い。京都はぐくみ憲章と関係のない応募については，抽選から外すということで，「原則として抽選」くらいが良いのではないか。また，ポスターに掲載する作品については，抽選から外れた場合にも，特典を進呈した方が良いのではないか。

事務局

「実践してます！宣言」については，2つの目的があると考えている。1つは幅広い市民の方が自らの行動を振り返って，それが憲章と照らし合わせてどうなのかということを考えるきっかけとすること，2つ目はそれを広報することで実践の裾野を一層広げていこうということである。

応募特典については，1つ目の目的である，より幅広く多くの方に御応募いただきたいという観点から，抽選としている。

会長

抽選する段階で，相応しくない作品は除外するのか。

事務局

ポスターに掲載する作品を選考する際は，広報媒体としてふさわしいかどうかのチェックを入れるが，趣旨に合う，合わないということは主観的な部分もあり，抽選の際に，対象外とまでしてしまうのは原則難しいと考えている。一方で，1人が4点以上の作品を応募するなど形式的に要件を満たさない場合は，抽選の対象外とする。

委員

選定された作品の広報について，選定された作品を一度に広報するよりも，少しずつ継続的に広報する方が効果的であると思う。例えば，京都市の広報誌に1つコーナーを設け，毎号，取組例として作品と行動理念を掲載すれば，京都はぐくみ憲章の趣旨等が市民にも伝わりやすい。

委員

市役所本庁舎における写真展示は、20作品だけか。

例えば、市バスや地下鉄の掲示スペースに様々な作品が継続的に掲示されれば、自分の作品が掲示された方をはじめ、より多くの方への啓発効果があると思う。

事務局

パネル作成を想定しているため、応募作品全ては難しいと考えている。

副会長

応募の対象範囲は。自ら実践している取組を自らが撮影する場合、自ら実践している取組を自らや家族が被写体となって他者が撮影する場合、その撮影者がたまたま京都に帰省している親戚の場合、地藏盆など地域の活動について地域の方が撮影する場合、通りすがりの旅行者が撮影する場合など、様々なケースが想定されるが、これらはいずれも対象か。

事務局

この事業は、自らの行動を振り返ることが目的の一つであるため、例で言われた旅行者のように自ら実践していない取組について、第三者として撮影した写真は対象外と考えている。自ら実践している取組が対象である。その辺りも工夫して、募集を行う。

委員

募集方法は。

事務局

周知用チラシ等を作成し、各所で配布するとともに、各団体の皆様にも周知に御協力をお願いしたい。

委員

市民しんぶんでは応募について周知してはどうか。

事務局

本日、事務局案を御了承いただけることを前提に、市民しんぶんへの掲載を予定している。

委員

応募された写真について、親子や身内の関係の場合は問題ないが、写真の中に他人が写りこんでいる場合など、肖像権が心配なケースもある。

事務局

応募の際には、同種の他事業等も参考に、肖像権等についても配慮していく。

会長

本日いただいた御意見等を参考に、事務局で実施に向けて準備を進めていく。個別の修正については、会長、副会長に御一任いただきたい。各委員におかれても、募集に当たっては積極的な御協力をお願いする。

(4) その他

事務局

(資料4，資料5に沿って説明)

委員

京都是ぐくみ憲章は、学校で子どもに教えているのか。また、PTAに周知しているのか。

委員

小学校では、京都是ぐくみ憲章を各校に掲示している。また、学校だよりに掲載し、配布の際に子どもたちに教えるとともに、保護者へ周知している。ことあるごとに意識付けを行っている。例えば、入学式、卒業式、PTA総会などでの校長の話の中で「京都市子どもを共に育む京都市民憲章」に触れ、保護者の意識を高めているのであるが。

委員

周知している割には、あまり効果が上がっていない。

事務局

(参考資料1～4に沿って説明)

委員

「児童ポルノ」という言葉自体も考えなければならない。何を指すのかが抽象的。児童ポルノは、虐待とも密接に関連しているが、連れ込まれ、虐待され、写真を取られても、一部しか処罰できないという状況も聞いたことがある。子どものために何をしなければならないか、今後考えていければと思う。

会長

本日は様々な御意見をいただいた。他に御意見がなければ、以上で閉会する。

(以上)